

ココはどうなる!? ②

請求書と納品書を交付している場合

請求書

納品書番号	金額
Na0011	11,960 円
Na0012	7,640 円
Na0013	9,800 円
合計	109,200 円 (消費税 9,200 円)
10%対象	66,000 円 (消費税 6,000 円)
8%対象	43,200 円 (消費税 3,200 円)

納品書番号 (関連の明確化)

納品書

品名	金額
牛肉 ※	5,400 円
じゃがいも ※	2,160 円
割り箸	1,188 円
ビール	3,300 円
合計	11,960 円

「適格請求書」として認められる
 必須記載事項6点は、1枚の書類に
 全て記載されている必要はありません。
 左図のように、それぞれの書類の関連が
 明確になっており、全体で記載事項を
 満たしていれば、

全体で1つの「適格請求書」
 として認められます。

[インボイス通達 3-1] [QA 問 54]

なお、納品書を交付している場合でも、請求書に必須記載事項が全て記載されていれば、
 請求書のみで「適格請求書」として認められます。

ココはどうなる!? ③

返品・値引き・訂正があった場合

適格返還請求書の記載事項

今まで、値引きや訂正などは、お互い合意のもと、
 口頭で確認をすることも多かったかもしれませんが、
 しかし「インボイス制度」では、全て書類に記載し、
 交付することが求められます。

(「適格請求書」に対し、「適格返還請求書」といいます。)

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 対価の返還等を行う年月日
- ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日※
- ④ 対価の返還等の取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額 (税抜き又は税込み)
- ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

【返品・値引きの場合】

個別に「適格返還請求書」を発行、
 もしくは下図のように1枚に記載する
 ことも認められます。[QA 問 51]

請求書

XX年 12月 15日

11月分 98,300 円 (税込)

(11/1~11/30)

日付	品名	金額
11/1	りんごジュース ※	5,400 円
11/1	ビール	11,000 円
11/2	りんごジュース ※	2,160 円
合計	109,200 円 (消費税 9,200 円)	
10%対象	66,000 円 (消費税 6,000 円)	
8%対象	43,200 円 (消費税 3,200 円)	
値引き額		
10/12	りんごジュース ※	1,080 円
合計	10,900 円 (消費税 900 円)	
10%対象	5,500 円 (消費税 500 円)	
8%対象	5,400 円 (消費税 400 円)	
請求金額	98,300 円	

※は軽減税率対象商品

△△商事例
登録番号 T1234567890123

値引き等を
 相殺した後の金額
 及び
 その金額をもとに
 計算した消費税額
 を税率ごとに
 記載することも可

【訂正の場合】

修正した請求書を改めて交付するほか、
 修正事項のみを記載した書類の交付もできます。

(誤りのある適格請求書)

請求書<<4月分>>

○年○月○日

●●(株)御中 (株)△△

登録番号: T123...

月	日	商品	売上金額 (税抜)
4	3	菓子 ※	5,900
4	4	酒	30,000
4	7	菓子 ※	30,000
合計		売上金額	消費税率等
8%対象	100,000 円	8,000 円	
10%対象	100,000 円	10,000 円	

※は軽減税率対象

正しくは、売上金額110,000円
消費税率 11,000円

修正事項のみを明示

<<修正事項の通知>>

○年○月×日

●●(株)御中 (株)△△

○年○月○日付4月分請求書に
 ついて、下記のとおり誤りがありま
 したので、修正いたします。

関連性を明記

正	合計	売上金額	消費税率等
10%対象	110,000 円	11,000 円	
誤	合計	売上金額	消費税率等
10%対象	100,000 円	10,000 円	

(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。

修正箇所

ココはどうなる!? ④

屋号での記載

電話番号等をあわせて記載し、「適格請求書発行事業者」であることを特定できれば、
 屋号や省略した名称などの記載でも差し支えないこととされています。[QA 問 44]

+:-:+:-+



本紙に掲載した図については、全て
 国税庁「適格請求書等保存方式の概要 - インボイス制度の理解のために -」(令和4年7月)より抜粋いたしました。

また、文中の略称は以下のとおりです。

QA … 国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」平成30年6月(令和4年4月改定)

インボイス通達 … 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達

